

# 会則

# 目次

第一章 総則 .....	2
1. 名称	
2. 組織	
3. 所在	
第二章 入会 .....	3
1. 入会資格	
2. 入会手続き	
第三章 会員 .....	4
1. 入会	
2. 会員	
第四章 役員 .....	5
1. 役員	
2. 役員を選出	
3. 役員の辞任	
4. 役員の権利・義務	
第五章 集会 .....	7
1. 集会の開催	
2. 集会の運営	
第六章 活動 .....	8
1. 制作物	
2. グループ制作	
第七章 活動資金 .....	9
1. 月会費および金銭の管理	
第八章 会員 .....	10
1. 退会処分	
2. 厳重注意処分	
第九章 その他 .....	11
1. 会則の変更	

# 第一章 総則

## (名称)

第一条 本会の名称は『ICON』とする。

## (組織・所在)

第二条 本会は静岡大学に在籍する学生で組織し、静岡大学浜松キャンパスに所在を置く。

## (目的)

第三条 本会の目的は次の通りである。

- ・コンピュータを用いた様々なコンテンツの制作
- ・各々の技能を持ち寄った複数人でのコンテンツの制作
- ・コンテンツの制作を通して、プロジェクトの計画や管理について学ぶ

## 第二章 入会

### (入会資格)

第四条 本会は入会資格を次の通りに定める。

- ・ 静岡大学に在籍する学生。
- ・ 前項を満たし、かつ本会則に同意する者。

### (入会手続き)

第五条 本会への入会を希望するものは役員にその旨を申告し、次に定めるものを所定の形式に基づいて役員に提出しなければならない。また、本会への入会手続きは必ず役員と直接行わなければならない。役員以外の会員との間で行った入会手続きは無効とし、入会を希望するものは改めて入会手続きを行わなければならない。

- ・ 氏名
- ・ 学年
- ・ 学部学科
- ・ 学籍番号

第六条 本会への入会は第五条に定める内容が役員、または本人から会長、または副会長に所定の形式に基づいて提出された時点とする。

## 第三章 会員

### (入会)

第七条 本会への入会は本会則第二章の規定に基づいて行われなければならない。

### (会員)

第八条 本会会員のうち過去一年間に活動を行っており、かつ月会費が存在する場合は月会費を滞納していない会員を有効会員とする。そうでない会員を非活動会員とし、役員は非活動会員に対して本会則内で別途定める権利を行使することができる。

第九条 本会会員のうち第八条に定める有効会員に該当する者は原則として本会則に定める全ての権利を持ち、自由に行使することができる。

第十条 本会会員は自由に本会の活動に参加することができる。

第十一条 本会会員は本会の所有する備品を自由に使用することができる。

第十二条 本会会員の故意・過失によって本会の備品が紛失、または破損した場合、あるいは本会の備品を無断譲渡、または本会会員でない者への貸出を行った場合、本会は該当する会員に対して修理費、または再購入費を請求することができる。

第十三条 本会会員は集会に参加し、議決権を行使することができる。

第十四条 本会会員は他の部活動、及びサークル活動を掛け持ちすることができる。この際会員は所属する全ての部活動、およびサークルの規則に従わなければならない。

## 第四章 役員

### (役員)

第十五条 本会は次の通りに役職を定め、役員を置く。

- ・会長（1名）
- ・副会長（2名）
- ・総務（0～5名）

第十六条 会長と副会長を兼任してはならない。ただし、会員の人数不足や役員の辞任、退会等やむを得ない事情が存在する場合のみ一時的にこれを無視して役職に就くことができる。

第十七条 役員の任期は会長、および副会長は1年、総務は半期とする。ただし、定期集会において承認が得られた場合のみ役員を次期も継続して行うことができる。

### (役員を選出)

第十八条 役員を選出は各役員が任期を全うした場合、または第二十二条に接触し役員に欠員が生じた次の定期集会において有効会員の中から多数決によって選出する。

第十九条 役員を選出は定期集会において有効会員の投票によって行われなければならない。

第二十条 定期集会を開催することが困難な場合、または投票による役員を選出が困難な場合のみ、投票を行わずに会長または副会長が役員を任命することができる。

第二十一条 入会后三ヶ月に満たない会員を役員に任命することはできない。

### (役員を辞任)

第二十二条 本会役員は次に定める者を除き、原則として任期中に役職を辞任することはできない。また、本会会員は次に定める役員の役職を定期集会における多数決によって停止、または剥奪することができる。

- ・本会を退会する者
- ・本会の入会資格を満たさなくなった者
- ・休学、留学、入院等やむを得ない事情によって以降三ヶ月以上本会の活動に参加することが困難な者
- ・留年した者
- ・本会則、静岡大学学則、法律、法令等に違反した者

## (役員の権利・義務)

第二十三条 役員は非活動会員に対して会則の定める権利を停止させることができる。

第二十四条 役員は必要に応じて緊急会を開催することができる。

第二十五条 役員は入会希望者の入会手続きを行うことができる。

第二十六条 役員は本会則第三十九条に基づき、該当する会員を本人の意思に関わらず退会処分とすることができる。

第二十七条 役員は非活動会員に対して本人の意思に関わらず退会手続きを行うことができる。

第二十八条 役員は本会則第五章に基づき、集会を開催する義務を負う。

第二十九条 役員は会員から金銭の徴収を行う場合、定期集会においてその用途と目的を公表しなければならない。

第三十条 役員は本会をより良いものにするために活動する義務を負う。

## 第五章 集会

### (集会の開催)

第三十一条 本会は次に定める通りに集会を開催するものとする。

#### [定期集会]

本会会員によって構成される。

期間は役員会によって定め、定期集会において会員の賛成を得て自由に役員が定める。

#### [役員会]

役員のみで構成される。

期間は役員が自由に定めるが、定期集会と同等かそれ以上の頻度で開催しなければならない。

#### [緊急会]

役員のみ、または本会会員によって構成される。

本会の活動、運営について該当会員を招集し直ちに議論する必要がある場合のみ役員が自由に開催することができる。

### (集会の運営)

第三十二条 集会で行った議論、決議の内容は原則としてすべて記録しなければならない。また、緊急会については招集目的、集会内容全てを記録するものとする。

第三十三条 役員が会員から金銭の徴収を行う場合、必ず定期集会によってその用途、目的、金額について議論しなければならない。

第三十四条 役員は過半数の会員の同意にもとづいて本会の円滑な運営のために本会則に定められた事項を一時的に凍結することができる。

## 第六章 活動

### (制作物)

第三十五条 本会は必要に応じて、製作者の了解を得たうえで活動実績として提出されたコンテンツについて媒体を問わず公開することができる。この際、会長、または副会長は該当者に対してその都度了解を得なければならない。

### (グループ制作)

第三十六条 本会会員でない者を含む複数人での制作物は、次の条件を満たす場合のみ本会の活動実績として認める。

- ・グループの過半数が本会会員である。
- ・本会会員でない者に本会の活動実績として扱うこと、それに伴う本会の持つ権利

に関して了解を得ている。

第三十七条 本会会員でない者と共同で制作にあたる場合でも、本会の備品について原則として本会会員のみが使用できるものとする。ただし、事前に会長、または副会長にその旨を申請し、許可を得ている場合のみ本会会員でない者も本会の備品を利用することができる。なお、この際本会会員でない者が本会則の第七章に定めた内容に違反した場合、または本会に損害が発生する行為を行った場合、故意、過失に関わらず全ての責任を申請を行った会員が負うものとする。

## 第七章 活動資金

### (月会費および金銭の管理)

第三十八条 月会費は役員会において定め、その用途については集会において会員に公表するものとする。

第三十九条 すべての会員は他の会員と金銭の受け渡しを行う場合、以下の内容を記載した用紙（集金票）を二部作成し、支払者と集金者がそれぞれ保管するものとする。なお、集金者および支払者名は両人の直筆でなければならない。

- (1) 日時
- (2) 集金者名
- (3) 支払者名
- (4) 目的

第四十条 本会の活動内で金銭の受け渡しに関して不足金が発生した場合、関係者は役員にその旨を報告しなければならない。その後、複数の役員との立ち会いのもとで集金者と全支払者の集金票を照会し、集金票の有無に応じて役員と関係者によって不足金の扱いを決定する。

## 第八章 禁則事項

### (退会処分)

第四十一条 役員は次の行為を行った者を本人の意思に関わらず退会処分とすることができる。

- ・集会における決議なしに本会の備品を無断で持ち出し、他人へ譲渡、売却した者
- ・著しく公序良俗に反する行為を行った者
- ・静岡大学学則・法律・法令等に違反し処分を受けたもの
- ・他人への飲酒、喫煙の強要を行った者
- ・本会の入会資格を満たさない者
- ・嚴重注意事項の違反を故意に繰り返す者
- ・本会の資金を横領した者
- ・本会内で宗教の勧誘を行った者、あるいは行おうとした者

### (嚴重注意処分)

第四十二条 次の行為を行った者は嚴重注意処分とし、罰則はその都度役員が役員会において適切な内容を決定する。

- ・本会内外で対人トラブルを起こした者  
(当事者は本会会員であれば両者ともに処罰の対象となる)
- ・本会の備品を無断で使用、または本会会員以外の人物に使用させた者
- ・本会の備品を故意に破損、紛失させた者
- ・未成年者に対して飲酒、喫煙を勧めた者
- ・無断で複数回連続役員会を欠席した役員
- ・本会の活動内において飲酒を行った者
- ・本会内外で金銭トラブルを起こした者

## 第九章 その他

### (会則の変更)

第四十三条 本会則は役員会の決議に基づいて内容を適時変更することができる。この際、変更前の内容は極力保存しておくものとし、定期集会において変更後の会則を会員に説明しなければならない。